

## 株式会社M i s u m i 内部統制基本方針

株式会社M i s u m i（以下「当社」という。）は、内部統制構築を、経営の目的を達成するための重要な方法であると位置づけ、業務の有効性と効率性の確保、財務報告の信頼性の確保、法令遵守体制の確保のために、次のとおり内部統制の構築を進める。

### （１）取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1. 当社は、複数の社外取締役で構成される監査等委員会を設置することにより、当社及びグループ会社の業務の適法・妥当かつ効率的な運営に資するとともに、取締役会の監査・監督機能の強化を図るものとする。
2. 取締役会は、会社の経営管理の意思決定機関として、法令に定められた事項を協議決定するとともに、経営の基本方針及び業務執行に関する重要事項を決定あるいは承認し、業務の執行につき報告を受ける。
3. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、取締役会決定事項に基づき業務を執行し、従業員の職務執行を監督するとともに、その経過及び結果を取締役に報告する。
4. 当社の役員・従業員は、重大な法令違反その他のコンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合、当社規程に従って報告する。
5. 代表取締役は、上記4. で報告された事実についての調査を指揮・監督し、顧問弁護士と協議のうえ必要と認める場合適切な対策を決定する。
6. 当社における法令遵守上疑義のある行為等について、従業員が直接通報を行う手段を確保する。この場合、通報者に不利益がないことを確保する。
7. 重要な通報については、その内容と会社の対処状況・結果につき適切に役員・従業員に開示し、周知徹底する。
8. 監査等委員会は、内部監査部門を直轄する。内部監査部門は、監査等委員会の指示に基づ

き業務執行状況の内部監査を行い、その結果を監査等委員会及び代表取締役社長に適宜報告する。

## (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

1. 取締役は、当社及びグループ会社の株主総会並びに取締役会における議事録、稟議書、決算に関する計算書類、契約書等取締役の職務の執行に係る重要書類について、社内規程に基づき、各担当職務に従い適切に保管する。
2. 資料の保管期間は最低 10 年間とし、監査等委員会及び会計監査人等の閲覧の要請に備える。

## (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、コンプライアンス、環境、災害、保安、品質及び販売などに係るリスクについて、それぞれの担当部署にて規程の制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、新たに生じたリスクへの対応が必要な場合は、速やかに対応責任者を定め対応する。

## (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1. 取締役会は、経営方針、経営会議、代表取締役及びその他の業務執行を担当する取締役・執行役員等の職務分掌に基づき、代表取締役及び各業務担当取締役・執行役員に業務の執行を行わせる。
2. 代表取締役及びその他の業務執行を担当する取締役・執行役員に業務執行の決定を委任された事項については、組織規程、権限規程等に定める機関または手続により必要な決定を行う。これらの規程は、法令の改廃・職務執行の効率化の必要がある場合は、随時見直す。
3. 代表取締役は、会社の組織を構築し、その効率的な運営とその監視監督体制の整備を行う。

(5) 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ) 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制、並びに子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1. グループ会社の業務の執行状況その他重要な事項については、定期的に取り締役会等の重要な会議で報告を求める。
2. グループ会社に関する一定の事項については、当社の取締役会における承認を要するものとする。
3. 内部監査部門は、グループにおける内部監査を実施または統括し、グループの業務全般にわたる内部統制の有効性と妥当性を確保する。内部監査の年次計画、実施状況及びその結果は、その重要度に応じ代表取締役及び監査等委員会等の所定の機関に報告する体制を構築する。
4. 当社グループにおけるリスク管理に関する重要な方針は、取締役会その他の重要な機関において決定するものとする。

ロ) 子会社の取締役及び従業員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制、並びに子会社の取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1. 当社は、業務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための諸施策に加え、企業集団としての業務の適正と効率性を確保するために必要な、グループとしての規範、規則を関係会社管理規程類として整備する。
2. 当社グループに属する会社間の取引は、法令その他の会社規範に照らし適切に取扱うとともに、グループ間における情報の伝達や業務において、ITを有効かつ適切に利用する。
3. 代表取締役及び業務執行を担当する取締役・執行役員は、それぞれの職務分掌に従い、グループ会社が適切な内部統制システムの整備を行うよう指導する。

4. 監査等委員が、監査等委員自らまたは監査等委員会を通じてグループの連結経営に対応したグループ全体の監視・監査を実効的かつ適正に行えるよう、会計監査人及び内部監査部門との緊密な連携等適切な体制を構築する。

#### **(6) 監査等委員会の職務を補助すべき従業員に関する事項**

1. 内部監査部門は、必要に応じて監査等委員会の職務を補助する。
2. 監査等委員会の職務を補助すべき従業員として、監査等委員会より要請があった場合、その要請に応じて人員を配置する。この場合、あらかじめ期間を定め、期間内は専任とし、かつ計数的な知見を十分に有する従業員とする。また、この場合の監査等委員会付き従業員は、監査等委員会の指示に従いその職務を行うとともに、グループ会社の監査役を兼務可能とする。また、監査等委員会の事務局となる。

#### **(7) 前記(6)の従業員の他の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性に関する事項、並びに当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項**

1. 前記の監査等委員会付き従業員の独立性を確保するため、当該従業員の任命に係る事項は、常勤監査等委員の事前の同意をもって決定する。
2. 内部監査部門及び監査等委員会付き従業員は、会社の監査業務を実施するが、グループ業務の執行に係る役職は兼務しない。
3. 監査等委員会付き従業員は、もっぱら監査等委員会の指揮命令に従うものとする。

#### **(8) 当社及び子会社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び従業員が監査等委員会に報告をするための体制、並びに当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

1. 代表取締役及び業務執行を担当する取締役は、取締役会等の重要な会議において随時状況

の報告を行う。

2. 代表取締役及び業務執行を担当する取締役は、以下に定める事項について、発見次第速やかに監査等委員会に対し報告を行う。

- ① 会社の信用を著しく低下させたもの、またはそのおそれがあるもの
- ② 会社の業績に大きく悪影響を与えたもの、またはそのおそれがあるもの
- ③ 社内外へ環境、安全、衛生または製造物責任に関する重大な被害を与えたもの
- ④ 規程違反で重大なもの

3. 当社グループにおける法令遵守上疑義のある行為等に関して従業員が直接行った重要な通報については、その内容と会社の対処状況・結果を常勤監査等委員にも報告する。また、当該通報及び報告に際し、通報者を不利な取扱いから保護するための手続を整備するとともに、社内規程により不利な取扱いを禁止する。

#### **(9) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項**

当社は、監査等委員がその職務の執行について費用の前払等の請求をしたときは、監査等委員の職務に必要でない場合を除き、その費用を負担する。監査等委員会が独自に外部の専門家を利用する場合の費用についても同様とする。

#### **(10) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

監査等委員会は、独自に意見形成するため、外部法律事務所と連携する。また、監査の実施にあたり必要と認めるときは、自らの判断で、公認会計士、コンサルタントその他の外部専門家を活用する。

#### **(11) 反社会的勢力による被害を防止するための体制**

1. 当社及び当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に

対して、不当な要求や取引については毅然とした姿勢で対処するとともに、これらの活動を助長するような行為は一切行わない。

2. 反社会的勢力からの不当な要求等の問題が発生した場合は、社内の適切な部署及び機関における情報の共有を図るとともに、必要に応じて顧問弁護士や警察及びその関係者等外部専門機関と連携し、組織全体で対応する。

#### (12) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社及び当社グループは、財務報告の信頼性の確保及び金融商品取引法に定める内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、財務報告に係る内部統制の体制の構築、運用、評価を行うこととする。